

令和3年第4回西予市議会定例会厚生常任委員会会議録

- | | | | |
|-------------|-------------|--------------|--|
| 1. 開催日時 | 令和3年12月9日 | 福祉課長補佐 | 大内 俊二 |
| 1. 開催場所 | 西予市議会第3委員会室 | 福祉課係長 | 萩原 武志 |
| 1. 開 会 | 令和3年12月9日 | 福祉課主任 | 播間真理子 |
| | 午前 8時56分 | | |
| 1. 閉 会 | 令和3年12月9日 | 1. 出席議会事務局職員 | |
| | 午前11時08分 | 書記 | 三好 祐介 |
| 1. 出席委員 | | 1. 会議に付した事件 | |
| 委員長 | 中村 敬治 | 議案第85号 | 西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について |
| 副委員長 | 竹崎 幸仁 | 議案第86号 | 西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について |
| 委員 | 和気 数男 | 議案第89号 | 西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について |
| 委員 | 信宮 徹也 | 議案第90号 | 西予市野村高齢者工芸館条例を廃止する条例制定について |
| 委員 | 宇都宮俊文 | 議案第111号 | 令和3年度西予市一般会計補正予算(第8号) |
| 委員 | 加藤 美香 | 議案第112号 | 令和3年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) |
| 1. 欠席委員 | なし | 議案第113号 | 令和3年度西予市病院事業会計補正予算(第2号) |
| 1. 出席説明員 | | 議案第119号 | 令和3年度西予市一般会計補正予算(第9号) |
| 医療介護部長 | 山岡 薫彦 | 1. 会議の経過 | 別紙のとおり |
| 生活福祉部長 | | | |
| 兼福祉事務所長 | 藤井 兼人 | | |
| 西予市民病院事務長 | 大塚 進二 | | |
| 野村病院事務長 | 松末 博 | | |
| 市民課長 | 谷口 佳代 | | |
| 人権啓発課長 | 山下 一彦 | | |
| 環境衛生課長 | 大塚 義導 | | |
| 長寿介護課長 | 宇都宮積矢 | | |
| 子育て支援課長 | 宇都宮 博 | | |
| 福祉課長 | 池田いづみ | | |
| 野村生活福祉課長 | 河野 栄二 | | |
| 医療対策室長 | 亀岡 敦志 | | |
| 西予市民病院事務長補佐 | 竹内 寿男 | | |
| 西予市民病院係長 | 稲葉 和司 | | |
| 野村病院係長 | 西森 潤 | | |
| 市民課長補佐 | 榊田寿美子 | | |
| 市民課係長 | 松田 望 | | |
| 人権啓発課長補佐 | 土居 吉一 | | |
| 人権啓発課主事 | 兵頭 央 | | |
| 環境衛生課長補佐 | 源 琢也 | | |
| 環境衛生課係長 | 三好 進祐 | | |
| 長寿介護課長補佐 | 竹中 千恵 | | |
| 長寿介護課係長 | 野本 伸治 | | |
| 野村生活福祉課長補佐 | 井上 秀文 | | |
| 子育て支援課長補佐 | 信宮 佳子 | | |
| 子育て支援課係長 | 清家 亮 | | |
| 子育て支援課係長 | 村上 真紀 | | |

開会 午前8時56分

○竹崎副委員長

これより令和3年第4回定例会厚生常任委員会を開会いたします。

開会に当たり委員長より挨拶があります。

○中村委員長

委員長が挨拶を行う。

○竹崎副委員長

次に、山岡医療介護部長より挨拶をよろしくお願いたします。

○山岡医療介護部長

山岡医療介護部長が挨拶を行う。

○竹崎副委員長

議案審査に移る前に注意事項を申し上げます。

発言の際は挙手の上、委員長の許可を得て発言してください。

また、委員会室への携帯電話の持込みは御遠慮ください。

それではこれよりの進行は委員長が行います。

【医療介護部】

【医療対策室】

○中村委員長

これより本日の会議を開きます。

まず、議案第111号「令和3年度西予市一般会計補正予算（第8号）」医療対策室所管分を議題といたします。

亀岡室長の説明を求めます。

○亀岡医療対策室長

私から、議案第111号「令和3年度西予市一般会計補正予算（第8号）」について、医療対策室関係予算の御説明を申し上げます。

今回の補正は、八幡浜地区施設事務組合の繰越金確定によります減額補正をするものでございます。

補正予算書16ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、18節負担金補助及び交付金ですが、八幡浜地区施設事務組合の総会が終了しまして、一次救急休日・夜間診療所事業の前年度繰越金額の確定によります各市町負担金額が確定したことにより12万5000円を減額しております。補正後は919万3000円となっております。

これに伴う歳入ですが、予算書11ページをお

開きください。

この休日・夜間急患センター運営負担金事業につきましては、起債を充当しておりますので、21款市債、1項市債、9目衛生債、1節保健衛生債を20万円減額しております。

以上で、医療対策室分の説明を終わります。御審議の上、御決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○中村委員長

亀岡室長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第111号「令和3年度西予市一般会計補正予算（第8号）」医療対策室所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時06分）

【病院】

○中村委員長

再開を告げる。（再開 午前9時08分）

次に、議案第113号「令和3年度西予市病院事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。担当事務長の説明を求めます。

○大塚西予市民病院事務長

それでは、議案第113号「令和3年度西予市病院事業会計補正予算（第2号）」について説明を申し上げます。

まず、西予市民病院分でございますが、予算書21ページをお開きください。

収益的収入、1款病院事業収益、2項医業外収益、3目補助金、2節県補助金2736万4000円でございますが、令和3年度愛媛県新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床確保等事業費補助金でございます。

新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるために、愛媛県の指定により確保した病床が空床

の場合に交付される補助金ではありますが、4月から9月の実績に基づく補助金額が確定したことにより予算計上するものでございます。

続いて、8目その他医業外収益、2節その他医業外収益143万2000円でございますが、業務応援の目的で、西予市民病院の職員1名を野村病院に派遣したことによる人件費相当額の負担金を野村病院から受け入れるものでございます。

続いて、22ページをお開きください。

1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費、1節給料1000万円の減額、及び6節法定福利費1000万円の減額でございます。続いて、3目経費、17節委託料2165万円のうち、診療業務委託料2000万円の計上でございますが、愛媛県立中央病院地域医療キャリア形成支援センターから、内科医師1名の診療応援を受けるための経費について、予算の組替えを行うものでございます。

西予市民病院は、自治医科大学卒業医師を昨年度、令和2年度は4名配属いただいております。今年度当初予算においても同人数分の予算を計上しておりました。令和3年度の自治医科大学卒業医師の実質的な配属人数は、昨年度と同じ4名でございますが、そのうち1名の正規の配属先が、愛媛県立中央病院地域医療キャリア形成支援センターであり、そこからの診療応援を受ける形となったため、当該医師1名分の人件費相当額を愛媛県立中央病院に委託料として支出するため、予算を組み替えるものでございます。

次に、17節委託料のうち、その他委託料165万円でございますが、現在取り組んでおります病院経営改革の一環で実施する病棟再編に関連して、必要となる医療情報システム改修に係る経費でございます。

西予市民病院では、一般病床104床、療養病床50床、全154床を有しております。現在、療養病床50床のうち9床が地域包括ケア病床でございますが、令和4年1月から、この地域包括ケア病床を一般病棟に移すとともに、9床から22床に増やして、収益の増加と介護職員配置基準の緩和を図ることとしております。

続いて、予算書24ページをお開きください。

資本的支出、1款資本的支出、1項建設改良費、2目固定資産購入費、1節医療器械購入費2376万円でございますが、外科用内視鏡システムを整備する経費でございます。

内視鏡外科手術は、従来大きく切開する手術と異なり、最新のモニターシステムを用いて数センチの小さな傷で行う外科手術であり、術後の傷痕が目立たず、傷が小さいため痛みが少なく、回復も早いと早期退院が可能で、患者様の精神的、経済的負担の軽減を図ることができる手術であります。

また、西予市民病院では、今年度から愛媛大学医学部消化器腫瘍外科学講座から常勤医師1名を派遣いただいております。今後も継続して医師の派遣をいただくためにも、最新の医療機器整備を行うものでございます。

23ページへお戻りください。

1款資本的収入、3項企業債、1目企業債、1節企業債2200万円でございますが、24ページで説明いたしました外科用内視鏡システム整備の財源として企業債を計上するものでございます。

以上、御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○松末野村病院事務長

続きまして、野村病院分について御説明申し上げます。補正予算書25ページをお開きください。

1款病院事業収益、2項医業外収益、3目補助金、2節県補助金478万4000円を増額しております。

これは、令和3年度新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床確保等事業費補助金の9月までに交付決定通知があった県補助金を計上するものです。

同じく4目負担金及び交付金、1節一般会計負担金5222万7000円を増額しておりますが、これは、新型コロナウイルス感染症の蔓延が続く中、病院機能を維持し、地域における地域医療提供体制を確保する観点から、不採算地区病院等に対する特別交付税措置の拡充がなされたこととなったため、一般会計繰入金である一般会計負担金を増額するものです。

26ページをお開きください。

1款病院事業費用、1項医業費用、3目経費、17節委託料178万8000円を増額しております。

これは、人口減少による患者数の減少と医療従事者確保の困難さ、加えて、市の財政支出の健全化などにより、今後、病床数を縮減し、病室配置を変更する計画ではありますが、その場合でも対応できるようナースコールを改修するため、委託料

を増額するものでございます。

同じく 21 節負担金においては 143 万 2000 円を増額しております。

これは、職員の年度途中の退職に伴い、西予市民病院所属の職員の派遣を受けたことから、西予市民病院へ人件費相当の負担金を支払うための増額をするものです。

27 ページをお開きください。

1 款資本的収入、5 項補助金、1 目国庫補助金、1 節国庫補助金 10 万円を計上しておりますが、これは令和 3 年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金の交付を受けるため、国庫補助金 10 万円を計上するものでございます。なお、この財源につきましては、玄関先に設置した顔認証自動検温機の購入費に充当することとしております。

以上で、野村病院分の説明を終わります。御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○中村委員長

大塚市民病院事務長、並びに松末野村病院事務長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○和気委員

今まで説明あったかもしれませんが、ただいま野村病院の病床の縮減ということが言われたんですが、具体的にどの程度の病床の縮減かお伺いします。

○松末野村病院事務長

病床数の縮減についてお答えをいたします。

まだ決定ではございませんが、現在、野村病院では、1 病棟、急性期一般病棟 59 床、2 病棟、地域包括ケア病棟 29 床、合計 88 床を設置して運営しております。

近年、看護師の採用において、募集人員に応募が満たない状況が継続しておりまして、人員確保が困難な状況であり、2 病棟の運用を維持していくことが困難な状況になっております。

まだ計画段階ではありますが、来年 4 月から病棟再編によりまして、60 床 1 病棟化をすることを計画いたしております。

以上でございます。

○和気委員

では、59 床と 29 床合わせて、それを 60 床にす

るといことですか。数としたら幾ら減ったということですか。

○松末野村病院事務長

そのとおりでございます。削減数は 28 床ということになります。

○和気委員

看護師の不足でこうなったというふうなことで、やっぱりずっとこのことが尾を引いておると言うんですかね、病院の経営まで影響を与えるということをやったり医療従事者の確保について、もっと真剣に取り組むことが必要じゃなからうかと思えます。今までもそういうことをずっと言われてきておったんですけども、なかなかそれが実現しないという、さらに医療従事者の確保について努力をしていただきたいと思えます。

○山岡医療介護部長

若干補足をさせていただきたいというふうに思えます。

松末事務長からは、医療従事者の不足という話が出ておりました。これ本会議場で市長も、また私も説明をさせていただいたかと思えますが、市内の人口減少による患者数の減少、そして、医療従事者の不足、加えて、先ほども事務長も説明しましたけど、市の財政の健全化というところで、両病院合わせての全体の適正規模といえますか、いつまでも患者数が減っている中で、同じ規模の病院を維持するということは、かなり経費的にも難しい状況なので、そういったところの適正規模にしていくということと、もう一つ、やはり救急医療も維持していかなくてはいけないので、その場合、今、両病院結構交代でしてますけど、ぎりぎりの規模ですので、両方とも縮減していきますとそこ自体もできなくなりますので、協力してやる形で市民病院のほうの体制をある程度維持していくという形、救急を集約する形にということとで今の計画がでございます。

もともと改革プランでも 70 床に野村病院はしていくということを以前から決めておりまして、さらに最近の状況から 60 床を検討しているところとです。

現段階では、それプラス 10 床程度を何らかの形で患者を受け入れることができないかということも検討はしているところでして、例えば、制度的に介護医療院とかという制度があるんですけど、一部分をそういったところに展開していくとい

たことも検討していますので、まだその最終的な結論に至ってないので、その辺はまた議会にも市民にもお知らせしていきたいというふうに思っています。

○和気委員

患者数に合わせて医療従事者の数は減らす計画というふうに聞こえたんですが、患者数が減ることの理由とか、そういったことは、自然現象というふうに考えておられるのか、その点だけお聞きしたいと思います。

○山岡医療介護部長

一概には言えないと思いますが、一般的にやはり人口が減少していけば、必然と患者数は減っていくというのが一般的な考えだと思います。

また、その状況によって医療依存度の高い方ができてくるということはあるかもしれませんが、一般的には人口減少によって患者数が減るところで、今までの統計的にもとらえてそういったところでの計画ということでございます。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○中村委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 113 号「令和 3 年度西予市病院事業会計補正予算（第 2 号）」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 9 時 26 分）

【生活福祉部】

【市民課】

○中村委員長

再開を告げる。（再開 午前 9 時 29 分）

次に、藤井生活福祉部長より挨拶をよろしくお願ひいたします。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

藤井生活福祉部長が挨拶を行う。

○中村委員長

ありがとうございました。

それでは次に、議案第 85 号「西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

谷口課長の説明を求めます。

○谷口市民課長

それでは、議案第 85 号「西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

今回の改正は、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、産科医療補償制度の見直しに合わせて、出産育児一時金の額が見直されるため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、出産育児一時金の支給額について、産科医療補償制度に加入している分娩機関で分娩する場合に加算する額を引き下げるとともに、出産育児一時金の基本額を引き上げることによって、加算後の支給総額を現状の 42 万円に維持するものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○中村委員長

谷口課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 85 号「西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第 111 号「令和 3 年度西予市一般会計補正予算（第 8 号）」市民課所管分及び議案第 112 号「令和 3 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」の 2 件について、関連がありますので一括議題といたします。

谷口課長の説明を求めます。

○谷口市民課長

それでは、議案第 111 号「令和 3 年度西予市一般会計補正予算（第 8 号）」、議案第 112 号「令

和3年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」につきましては、関連がございますので一括して説明申し上げます。

まず、議案第111号「令和3年度西予市一般会計補正予算（第8号）」の市民課所管分について、補正予算書に基づき説明申し上げます。

一般会計補正予算書10ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をさせていただきます。

歳入から説明申し上げます。

14款国庫支出金、3項委託金、2目民生費委託金、基礎年金事務費委託金について、補正額8万8000円の増額補正でございます。

日本年金機構への電子媒体報告の項目が変更されるに伴うシステム改修費用を計上しております。なお、歳出につきましては、補正予算書13ページの政策推進課情報推進室が所管する電算システム開発導入事業94万6000円のうち、市民課分が8万8000円になります。全額国の委託金でございます。

続いて、予算書11ページをお開き願います。

18款繰入金、1項特別会計繰入金、5目国民健康保険特別会計繰入金、国民健康保険特別会計繰入金について、補正額36万4000円の増額補正でございます。

算定誤りによる令和元年度及び令和2年度分保険基盤安定負担金の返還に伴い、一般会計への繰入金として計上するものでございます。国民健康保険特別会計補正予算で後ほど御説明させていただきます。

次に、14ページを御覧ください。

歳出について御説明いたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、過年度保険基盤安定事業費負担金返還金について27万3000円の増額補正でございます。

過年度保険基盤安定事業費負担金返還金のうち、国・県負担分の返還について計上しております。国民健康保険特別会計補正予算で後ほど説明をさせていただきます。

以上で、議案第111号「令和3年度西予市一般会計補正予算（第8号）」の市民課所管分についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第112号「令和3年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」につきまして、補正予算書に基づき説明申し上げます。

国民健康保険特別会計補正予算書6ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書で歳出について御説明いたします。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金、積立金について、補正額1749万4000円の減額補正でございます。

保険給付費等交付金、療養給付費等負担金及び保険基盤安定負担金の返還が生じたことから、財政調整基金に積立予定の一部を償還金に充てるため減額調整するものでございます。

続きまして、7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、償還金について、補正額1713万円の増額補正でございます。

令和元年度及び令和2年度の愛媛県国民健康保険保険給付費等交付金の確定による精算、平成27年度国民健康保険療養給付費等負担金の実績報告修正に伴う交付金を返還するものでございます。

続きまして、7款諸支出金、2項繰出金、2目一般会計繰出金、繰出金について、補正額36万4000円の増額補正でございます。

令和元年度及び令和2年度の保険基盤安定負担金の算定誤りによる過大交付に伴い、負担金を返還するものでございます。

最後に、債務負担行為について説明申し上げます。

予算書4ページを御覧ください。

事務の標準化、広域化等を目的に、令和4年12月をめどに予定している市町村事務処理標準システムの導入に当たり、令和4年1月から仕様の検討など事前準備を進める必要があるため、導入業務委託料2995万3000円について、債務負担行為を計上するものでございます。

以上で、議案第112号「令和3年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についての御説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○中村委員長

谷口課長の説明は終わりました。

これより本案2件について一括質疑を行います。質疑はございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○中村委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

まず、議案第 111 号について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 111 号「令和 3 年度西予市一般会計補正予算（第 8 号）」市民課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

続いて、議案第 112 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 112 号「令和 3 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 9 時 44 分）

【人権啓発課】

○中村委員長

再開を告げる。（再開 午前 9 時 47 分）

次に、議案第 111 号「令和 3 年度西予市一般会計補正予算（第 8 号）」人権啓発課所管分を議題といたします。

山下課長の説明を求めます。

○山下人権啓発課長

それでは、議案第 111 号「令和 3 年度西予市一般会計補正予算（第 8 号）」のうち、人権啓発課所管分につきまして、補正予算書に基づき御説明申し上げます。

補正予算書 14 ページをお開きください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、7 目人権対策費 3542 万 4000 円を 12 万円増額し 3554 万 4000 円とするものです。

今回の補正額 12 万円は、成年後見制度利用促進に係る中核機関の体制整備について検討を行う設立検討会の開催会議費として、委員会報償等を計上するものです。

内訳は、検討委員を 10 人程度予定しておりますが、そのうち、弁護士会、行政書士会などの専門職団体、社会福祉会などの医療福祉関係団体など、3 人の委員の 3 回分の報償金と費用弁償です。

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などの理由により判断能力が不十分となった人が、財産管理や契約で不利益をこうむったり、人間としての尊厳が損なわれたりすることのないように、主に法律面で支援する制度でございます。

成年後見制度には、大きく分けて、法定後見制度と任意後見制度の 2 種類があり、どちらの制度を利用するにも家庭裁判所に申立てをする必要があります。

また、中核機関とは、成年後見制度の利用を促すために必要とされる様々な関係団体の地域ネットワークの核を担う機関です。家庭裁判所をはじめ、弁護士会などの専門職団体、医療福祉関係団体などと連携し、相談対応や後見人候補の調整といった役割を果たします。

国の基本計画では、市区町村が直営か委託で運営することが求められております。

以上で、議案第 111 号「令和 3 年度西予市一般会計補正予算（第 8 号）」についての説明とさせていただきます。よろしく御審査の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○中村委員長

山下課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○加藤委員

14 ページの 12 万円の人権啓発庶務事業で、中核機関設置に向けて検討委員会を設立し、その委員のためのお金ということであったんですけども、中核機関はいつの時期に設立する予定になられているのかと、何回ぐらい検討委員会を行われて、そういうことになっていくのかをお聞きいたします。

○山下人権啓発課長

中核機関がいつ設置ということと何回の検討会を予定しているかとの御質問でありましたが、現状を申し上げますと、現在のところ、事務局レベルの会議におきましては、西予市社会福祉協議会、西予総合福祉会、西予市野城総合福祉協会の 3 つの会の御担当者へ出席をいただき、中核機関の委託につきましては、社会福祉協議会への移行を示しているところでございます。

本日の補正予算を議決いただいた後には、この検討会で協議を行った上で、委託料等について決定をしていきまして、業務委託へ向けて詰めてい

きたいと考えております。

そして、西予市といたしましては、今後中核機関を通して、成年後見制度の利用促進を図りたいと考えてあります。

したがってこの検討会で協議を重ねて、慎重に検討を重ねて、十分話が煮詰まったところで中核機関を設置したいと考えており、正確な時期については未定でございます。

なお、検討会につきましては、予算上では3回を見込んでございます。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

補足をさせていただきますと、今年度は3回の予定でございますけれども、その協議の内容によっては、また新年度も引き続き協議をさせていただくということもあろうかと思えます。

極力早い時期に設置ができるように進めてまいりたいと考えておりますので、御協力のほどお願いしたいと思います。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○中村委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第111号「令和3年度西予市一般会計補正予算（第8号）」人権啓発課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○中村委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時54分）

【環境衛生課】

○中村委員長

再開を告げる。（再開 午前9時56分）

次に、議案第111号「令和3年度西予市一般会計補正予算（第8号）」環境衛生課所管分を議題といたします。

大塚課長の説明を求めます。

○大塚環境衛生課長

それでは、議案第111号「令和3年度西予市一般会計補正予算（第8号）」のうち、環境衛生課所管分について、予算書に基づき御説明をさせて

いただきます。

それでは、債務負担行為について御説明させていただきます。

予算書5ページを御確認ください。

宇和清掃センター重機リース料として120万6000円を限度額として設定しております。

宇和清掃センターにおいて廃棄物の選別、積み等の作業で使用しております重機、バックホウでございますが、のリース契約が令和4年3月31日に期間満了となりますが、作業については、令和4年4月1日からあります。年度内での入札及び契約を行うために設定するものでございます。

次に、一般廃棄物（木質系粗大ごみ）運搬業務委託として92万8000円、発泡スチロール処理業務委託料としまして101万2000円をそれぞれ限度額として設定しております。

これらの業務は、宇和清掃センターから処理施設までの木質系粗大ごみの運搬業務委託、発泡スチロールの処理業務委託となっており、令和4年3月31日に期間満了となりますが、令和4年4月1日から運搬処理作業がございますので、年度内での入札及び契約を行うために設定するものでございます。

続きまして、歳出予算について御説明をさせていただきます。

予算書16ページを御確認ください。

4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費、11節役務費のうち、不法投棄対策事業費の処理手数料90万円を増額するものでございます。

今回の補正は、愛媛県南予地方局八幡浜支局不法投棄防止対策推進協議会の主催で実施されています不法投棄廃棄物撤去作業が、今年度は西予市において実施されることとなり、処理費が必要となったためでございます。

以上で、議案第111号「令和3年度西予市一般会計補正予算（第8号）」の環境衛生課所管分についての御説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○中村委員長

大塚課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○中村委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 111 号「令和 3 年度西予市一般会計補正予算（第 8 号）」環境衛生課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 01 分）

【福祉事務所】

【長寿介護課】

○中村委員長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 11 分）

次に、議案第 89 号「西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

宇都宮課長の説明を求めます。

○宇都宮長寿介護課長

それでは、議案第 89 号「西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について」御説明を申し上げます。

西予市老人憩の家は、西予市在住の老人の教養の向上、レクリエーション等の場を供与し、心身の健康増進を図り、明るく楽しい老後を保障することを目的として設置されております。

今回の改正は、平成 30 年 7 月豪雨で被災し、全壊状態で復旧が困難である西予市野村老人憩の家につきまして、施設の実情を踏まえ、西予市復興まちづくり計画及び野村地区肱川周辺水辺まちづくり計画に基づき解体する見込みとなったことから、当該施設を廃止するとともに、三瓶老人憩の家の位置、西予市三瓶町津布理 86 番地を西予市三瓶町津布理 84 番地 1 に変更するため、本条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○中村委員長

宇都宮課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 89 号「西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第 90 号「西予市野村高齢者工芸館条例を廃止する条例制定について」を議題といたします。

宇都宮課長の説明を求めます。

○宇都宮長寿介護課長

それでは、議案第 90 号「西予市野村高齢者工芸館条例を廃止する条例制定について」御説明申し上げます。

西予市野村高齢者工芸館は、農村高齢者が地域社会の中で、高齢者にふさわしい生活諸活動、技術の再開発等を促進するとともに、地域ぐるみの交流を深め、老人の働く喜びと生きがいを共同で見つけ、社会を担う一員としての役割を果たすために昭和 54 年度に建設された施設です。

本施設は、建設後 40 年以上を経過し、施設の老朽化や高齢化等による利用者の減少に伴い、平成 22 年度から利用を中止しておりましたが、平成 30 年 7 月豪雨により被災し、現在、工芸館としての利用は困難な状態となっております。

今回の改正は、本施設を取り巻く実情を踏まえ、施設の用途を廃止したいため、公布の日を施行日として本条例を廃止するものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○中村委員長

宇都宮課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○和気委員

憩の家もですが、跡地は公園の中に入ってたんですかね。跡地はどういう予定やったりする。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 16 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 16 分）

○宇都宮長寿介護課長

ただいまの質問に対しまして井上補佐より回答いたします。

○井上野村生活福祉課長補佐

現在、復興計画、また水辺づくり計画に基づいた整備を計画しておりますけれども、まだ水辺づくり計画は青写真の段階で、今後、老人憩の家は、そちらに入ってくるというような状況で進んでおります。

○和気委員

そこの中でやるということですね。計画を再開するということですね。

○井上野村生活福祉課長補佐

老人憩の家の跡地については、そのように計画が進んでおります。

○和気委員

工芸館はもう廃止ということですか。後はやらない。

○宇都宮長寿介護課長

高齢者工芸館の利活用についてお答えいたします。

平成 30 年 7 月豪雨災害で工芸館だけでなく、ほかの建物等も被災しております。四国西予朝霧湖マラソンや乙亥大相撲の備品を保管していた倉庫も例外でなく被災しております。これらの備品の保管庫として、また、現在支所の改築をしておりますが、支所で保管している備品も合わせまして、今後、市の備品などを保管する保管倉庫として活用を図りたいと現在考えております。

○和気委員

工芸館はもうしないということですね。

○宇都宮長寿介護課長

そうなります。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○中村委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 90 号「西予市野村高齢者工芸館条例を廃止する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○中村委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 10 時 20 分)

【子育て支援課】

○中村委員長

再開を告げる。(再開 午前10時21分)

次に、議案第 86 号「西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

宇都宮課長の説明を求めます。

○宇都宮子育て支援課長

議案第 86 号「西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

本条例は、保育所、幼稚園、認定こども園の実施事業者が、事業を実施する際、遵守しなければならない運営に関する基準を定めたものであります。

今回の改正は、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことを踏まえ、本改正が利用者の利便性向上や事業者等の業務負担の軽減につながる改正であることから国に準じて改正しようとするものです。

改正の主な内容といたしましては、保育所等を利用する保護者の利便性向上や保育所等での業務負担軽減を図る観点から、当該事業者等が行う事業にかかる諸記録の作成を電磁的記録により行うことができることとするほか、所要の整備を行うものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○中村委員長

宇都宮課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 10 時 24 分)

○中村委員長

再開を告げる。(再開 午前 10 時 25 分)

質疑はございませんでしょうか。

○加藤委員

利用者の利便性向上、業務負担軽減のために電

磁的記録によることが行われるようになるということだったんですけれども、もう少し具体的に電磁的記録ということの説明をいただいたらと思います。

○宇都宮子育て支援課長

電磁的記録といいますのは、紙ベースのものからデータでお渡しできるというようなことで、今、西予市の公立保育所については、ICT化ということで、コドモンというようなもので発信したりしてはいますが、私立保育所は保育所でシステムを構築されておりますので、そういうことで、紙データから電子データでのやりとりができるようになって利便性が向上というふうに考えております。

○加藤委員

大変いいことだとは思いますが、それを使いこなすことができる方はたくさんいらっしゃるんですか。

○宇都宮子育て支援課長

公立保育所につきましては導入して2年目を迎えて、おおむね担当職員は使えるようになっております。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第86号「西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第111号「令和3年度西予市一般会計補正予算（第8号）」子育て支援課所管分を議題といたします。

宇都宮課長の説明を求めます。

○宇都宮子育て支援課長

議案第111号「令和3年度西予市一般会計補正予算（第8号）」の子育て支援課所管分につきまして、補正予算書に基づき御説明申し上げます。

歳出予算から御説明いたします。補正予算書14ページを御覧ください。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費1496万4000円の増額補正でございます。

この内容につきまして、事業概要を御覧ください。

放課後児童健全育成事業につきまして、利用児童数の実績の減少による国庫負担金の返還金が生じたことにより112万6000円の増額補正でございます。

子育て支援センター事業につきまして、国交付基準額増額に伴う業務委託料27万4000円の増額補正でございます。歳入につきましては、国・県、それぞれ3分の1の増額補正を計上させていただいております。

子ども医療費助成事業につきまして、当初見込みを上回る見通しとなったことから993万6000円の増額補正でございます。

歳入につきましては、補正予算書10ページを御覧ください。

15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、乳幼児医療助成事業費県補助金において、県補助対象額に対しまして2分の1の県補助金264万円の増額補正を計上させていただいております。

14ページにお戻りください。

事業概要、保育支援事業につきまして、病児保育事業において、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初見込んでいた利用者数の減少及び送迎実績がなかったことにより362万円、延長保育事業において、短時間延長保育の実績の減少による8,000円の国庫負担金の返還金が生じたため、合計362万8000円の増額補正でございます。

補正予算書15ページを御覧ください。

2目児童措置費8万1000円の増額補正でございます。

子育て世帯臨時特別給付金給付事業につきまして、事務費国庫交付金の決定に伴い、受領済額より決定額が下回ったため、国庫交付金の返還金が生じ、8万1000円を増額補正するものでございます。

次に、3目母子福祉費42万円の増額補正でございます。

ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業につきまして、事務費国庫交付金の決定に伴い、受領済額

より決定額が下回ったため、国庫交付金の返還金が生じ、42万円を増額補正するものでございます。

次に、歳出予算説明で御説明した歳入予算以外の歳入予算について御説明をいたします。

補正予算書9ページ、10ページをあわせて御覧ください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、子ども・子育て支援交付金214万1000円のうち205万円の増額補正、並びに、10ページ、15款県支出金、2項県補助金、2目民生費補助金、子ども・子育て支援事業費県補助金60万3000円のうち51万2000円を増額補正するものでございます。

内容といたしましては、小学校就学前の児童の保護者に対し、保育サービスにかかる情報の収集、提供、相談対応、利用の支援、援助等を行う西予市保育コンシェルジュ事業を実施する経費として、会計年度任用職員に国庫補助金3分の2、県補助金6分の1を充当し、財源を一般財源予算から組み替えるものでございます。

次に、9ページを御覧ください。

1目民生費国庫補助金、子ども・子育て支援整備交付金につきましては、新子育て安心プランの採択に伴い、ななほし中川建設事業費の国庫補助金がかさ上げされたことにより972万2000円を増額補正でございます。

10ページを御覧ください。

国庫補助がかさ上げされたことに伴い、市と県の負担割合が変更したため、2目民生費県補助金、子ども・子育て支援整備事業費県補助金460万8000円を減額補正しております。

9ページを御覧ください。

子ども・子育て支援事業費国庫補助金につきましては、児童手当が2022年度から児童手当受給者の現況届の提出義務の見直しや高所得世帯の特例給付の廃止など、児童手当法施行規則の改正に伴うシステム改修に係る費用を全額国庫補助で対応するため、補助金85万8000円を増額補正でございます。

このシステム改修に係る歳出予算につきましては、2款総務費、1項総務管理費、8目電算管理費で計上させていただいております。

以上、「令和3年度西予市一般会計補正予算(第8号)」子育て支援課所管分の御説明とさせ

ていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○中村委員長

宇都宮課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○信宮委員

子ども医療費助成事業でありますけれども、当初予算として9961万4000円組まれておったと思うんですが、今回の補正で993万6000円ということで、大体1割ぐらいの増になるかと思うんですけど、それによろしいでしょうか。

○宇都宮子育て支援課長

約1割増額ということになるかと思えます。

○信宮委員

子育て世代を支援して子どもの医療費を助成するということは、管家市長も言われておりますように「子育てするなら西予」ということに沿ってやられておって大変いいことだと思うんですけども、これ最初の当初予算を組まれたときに試算をされて、年間何回受診するとか、そういうこと試算された上での当初予算だったと思うんですけども、予定より1割増ということで、無料化したことによって、やはりたくさん通うといいますが、そういうことが起こってるのが、ここだけじゃなくて全国的なことだと思うんですけども、これについて、どのような考えがあるのかお伺いしたいと思えます。

○宇都宮子育て支援課長

当初積算したときには、無償化による伸びを1.4倍というふうに考えておりましたが、今年度につきましては、増額した原因を調べましたら、入院をされたお子さんがおられまして、費用が増えていました。あと、高額医療でその分は返ってきますので、返ってくるという理屈なんですけれども、歳出の医療費のお支払いはしなければいけないので、現段階では1割増えておりますけど、決算時には大体元に戻るんじゃないかという予測は立てております。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時38分)

○中村委員長

再開を告げる。(再開 午前10時42分)

ほかに質疑はございませんでしょうか。

○竹崎副委員長

14 ページの最初に説明していただいた放課後児童健全育成事業、この件についてお尋ねします。

利用数が非常に減っていると、そういうことからこういう数値になったんだという説明だったと思いますが、具体的にどういう実情か教えていただきたい。以上です。

○宇都宮子育て支援課長

放課後児童健全育成事業につきましては、市内で9カ所の施設で行っております。そのうち7カ所の施設につきまして、当初の計画より少なくなつたということで、当初計画全体で277人の利用計画だったものが、実績としましては235人になり、マイナス42人ということで42名の減になっております。

理由につきましては、新型コロナウイルスの関係で、家で見れる方は家で見ていただいたというのが原因だというふうに考えております。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○中村委員長

ほかに質疑もないようですので以上で質疑を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第111号「令和3年度西予市一般会計補正予算（第8号）」子育て支援課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○中村委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第119号「令和3年度西予市一般会計補正予算（第9号）」子育て支援課所管分を議題といたします。

宇都宮課長の説明を求めます。

○宇都宮子育て支援課長

議案第119号「令和3年度西予市一般会計補正予算（第9号）」の子育て支援課所管課分について、補正予算書に基づき御説明を申し上げます。

歳出予算から御説明いたします。補正予算書7ページを御覧ください。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費2億3676万8000円の増額補正でございます。

子育て世帯への臨時特別給付金給付事業（経済

対策分）につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援する観点から、ゼロ歳から18歳、高校3年生までの児童を監護、擁護している保護者を対象に、児童1人につき10万円を支給することになり、そのうち5万円を現金で支給するとの方針に従い、その経費を補正計上するものでございます。

補正予算の内容といたしましては、給付金2億3500万円、事務費といたしまして、時間外勤務手当、消耗品などの需用費、郵券料などの役務費、システム改修に伴う委託料として176万8000円、合計2億3676万8000円を計上させていただいております。

歳入につきましては6ページを御覧ください。

国の子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金を全額充当しております。

以上、「令和3年度西予市一般会計補正予算（第9号）」子育て支援課所管分の御説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○中村委員長

宇都宮課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○信宮委員

子育て世代への臨時特別給付金、毎日ニュースでも取上げられておると思うんですが、年内に現金分の5万円は配るとということで、その5万円分、今回、市内に給付される総額は2億3500万円で、それに対する事務的経費が176万8000円ということなんですけれども、言われておりますように、これをクーポンにする場合、残りの5万円分、この現金で配るときに必要な176万8000円が、クーポンで今度仮に配った場合どれぐらいの経費の負担増になるのか。試算があれば教えていただけますでしょうか。

○宇都宮子育て支援課長

今、国で、クーポンか現金かということで議論されておりますので、詳細がわかっておりませんので、まだ積算をしてないので、金額的にはわからない状態です。

○信宮委員

やはり現金で配るよりクーポンのほうがかなり経費に係るという見込みではあるんでしょうか。

○宇都宮子育て支援課長

クーポンにしますと、クーポンを作成する費用が要りますので、その分だけは必ず増額するというふうに考えております。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

補足しますと、クーポン自体を、券をつくるのにプラスして、例えば換金もしないといけなくなってきましたから、それを例えば、商工会に委託した場合の手数料とか、現金でお渡しするよりはいろんなところで経費が発生いたしますので、今上げている170万円程度では賄えないというふうに考えております。

先ほど課長が申しましたように、詳細がまだ届いておりませんので、その辺については、まず現金にするのかクーポンにするのかといったところから研究をしていかないといけないと考えております。

子育て世帯の保護者の方はやはり現金のほうが良いというようなお声も聞いておりますので、その辺も含めて、市としてどうするのかということは今後検討したい。また国の方針も大分変わってきましたので、それを見据えながら考えていきたいと考えております。

○宇都宮委員

また、同じ意見ですが、本当にこれ今世の中にぎやかになっておると思います。

特に大阪市長、知事の意見に私賛成なんですけど、本当にこれ5万円なら176万円の手数料で済む、仮に10万円になってもほとんど同じだろうと思うので、何かほんと国を考えることはさっぱりわからん。

この事務手数料を考えれば、しなければもっと配れるのと思うので、ここで意見することじゃないんですが、やっぱりその中で自治体あるいは県に任すとかいうのはまたあやふやなこと国が言いよるので、これ自治体からもこういう方針で、ただでやれるわけじゃないので、いろいろな事務手数料を考えれば、本当に無駄なことをするかなと思うので、もし自治体でやれるのであれば、クーポンという考えじゃなしに、一遍に配ったほうがいいのではないかなと思いますが、これに対して、お答えはしにくいかと思われそうですが、どのように思われますか。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

政策的なことになりますので私から御回答させ

ていただけたらと思います。

確かに国の方針も大分変わってきて、昨日も岸田総理が、自治体の判断で現金でもというような発言もございましたので、またここも大分国から、先ほども申しましたように、考えが変わってくるのかなと思っております。

一番には、保護者の皆さんが希望されるようなやり方で実施するのが私どももいいのではないかとということも考えておりますので、残りの5万円に関しても現金でできないかということは今我々も県とお話をさせていただきながら、できるような形で検討をしておりますので、もうしばらくお待ちいただけたらと思います。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

○加藤委員

子育て世帯の臨時特別給付金は、世帯主の収入などに応じてということだと思うんですけども、該当者は何人で、該当でない方は何人ぐらいいらっしゃるかもお聞きいたします。

○宇都宮子育て支援課長

支給対象者でございますが、令和3年9月分の児童手当受給対象児童数2,816人、高校生等の児童数900人、公務員の児童手当支給対象児童者数870人、10月1日から令和4年3月31日に生まれる新生児114人を見込みまして、合計4,700人を見込んでおります。

その中で、当課が把握しております対象外の児童数につきましては、令和3年9月の児童手当受給対象者のうち、特例給付の方が対象外になりますので、35世帯59名が対象外というふうになります。あと、高校生、公務員の方につきましては、把握できてないのが現状でございます。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○中村委員長

以上で質疑を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第119号「令和3年度西予市一般会計補正予算(第9号)」子育て支援課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○中村委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 10 時 56 分)

【福祉課】

○中村委員長

再開を告げる。(再開 午前 11 時 01 分)

次に、議案第 111 号「令和 3 年度西予市一般会計補正予算(第 8 号)」福祉課所管分を議題といたします。

池田課長の説明を求めます。

○池田福祉課長

それでは、議案第 111 号「令和 3 年度西予市一般会計補正予算(第 8 号)」のうち、福祉課所管分について御説明いたします。

初めに歳出予算から御説明いたします。

補正予算書 14 ページを御覧ください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、避難行動要支援者管理運営事業 91 万 9000 円の増額でございますが、災害対策基本法の改正により、努力義務化された避難行動要支援者の個別避難計画作成について、既存システムの改修を行い、実効性を高め、作成の迅速化を目指すものでございます。

続きまして、予算書 15 ページを御覧ください。

3 款民生費、3 項生活保護費、1 目生活保護総務費、生活保護施行事業 162 万 5000 円の増額でございますが、令和 2 年度の実績により、今年度において国庫負担金及び補助金の額の確定を受け、国庫負担金を 114 万 3000 円、国庫補助金を 48 万 2000 円返還するものでございます。

返還する主な事業は、生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金でございます。

続きまして、歳入予算について説明いたします。

予算書 9 ページを御覧ください。

14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、3 節生活保護費国庫負担金 2294 万 8000 円の増額でございますが、令和 2 年度の実績が確定したことに伴い、生活扶助費等国庫負担金及び医療扶助費等国庫負担金における国の負担不足分が精算交付されますので、それを受け入れるものでございます。

以上、議案第 111 号「令和 3 年度西予市一般会計補正予算(第 8 号)」のうち、福祉課所管分の

説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○中村委員長

池田課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○信宮委員

避難行動要支援者管理運営事業ですけれど、避難行動要支援者の名簿をつくられたと思うんですよ。それで名簿に載せる要件の対象者、それから、名簿に載せるには本人の同意が必要だったと思うんですけど、どれくらいの割合で同意は得られてるのかなということをお尋ねしたいと思います。

○池田福祉課長

避難行動要支援者とは、75 歳以上の独居高齢者あるいは独居高齢者のみの世帯、また、介護認定 3 以上の方や身体障害者手帳 1、2 級をお持ちの方、自ら避難することが困難と思われる方々を避難行動要支援者と申します。

令和 3 年 7 月 6 日現在の数字でございますが、現在、避難行動要支援者は、西予市内に 5,793 名の方がいらっしゃいます。委員の言われた同意を得られている方については 4,340 名となっております。

○信宮委員

この事業によって避難行動計画を立てられるということだと思っておりますけれど、各地区にはそれぞれ自主防災組織なんかもあると思うんですけど、もし災害が起こったときにはやはり一番身近な自主防災組織なんか動くとするんですけど、その名簿とかは地元の防災組織でも活用できるものなんでしょうか。

○池田福祉課長

想定としましては、地区の自主防災組織、それから消防団などにお持ちいただいて、災害時の安否確認ですとか、避難行動の要支援などに役立てていただく予定でございます。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

補足させていただきますと、先ほど課長が申しました同意をいただいている方というのが、平常時からそういった自主防災組織、消防団、民生委員さんに自分の情報を提供しても構わないと許可をいただいている方になります。

ですので、既に昨年、民生委員の方には名簿等提供させていただいておりますので、また、そう

いう自主防災組織等で必要な場合は申し出いただければお渡しもできますので、平常時からそういう方々がどちらにいらっしゃるかというところも確認をしていただいて、日頃から対策を練っていただくと。また、災害時には、同意あるなしにかかわらず、すぐに避難していただかなければなりませんので、名簿の情報は提供させていただきたいと、災害が発生した場合ということで。補足させていただきます。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○中村委員長

以上で質疑を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 111 号「令和 3 年度西予市一般会計補正予算（第 8 号）」福祉課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

本委員会に付託されました議案についての審査は全て終了いたしました。

これにて閉会いたします。

閉会 午前11時08分

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

西予市議会厚生常任委員長